

調達管理番号・案件名	
25a00713 マレーシア国マラヤ大学イノベーション分野連携促進プロジェクト	

質問と回答は以下のとおりです。

2025年12月15日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	3	第1章 企画競争の手続き 3. 競争参加資格 (2)利益相反の排除	「本件受注者が共同活動(成果3)本体へ参加することは不可となります。」との記載がありますが、活動3-1に記載のある「筑波大学との連携」及び「供与機材を活用」が、参加不可となる共同活動の条件であると理解してよろしいでしょうか。また、排除される法人の範囲(受注者と資本的関係や人的関係を有する者を含むか等)、及び利益相反と判断される根拠(受注者と誰の利益が相反するか等)についてもご教示ください。	活動3-1のみならず3-2及び3-3にある共同活動自体への参加も不可となります。排除対象は受注者本人だけでなく、資本や人的関係がある関連会社・グループ会社も含む想定です。共同活動は、マラヤ大学を含めその活動へのすべての参加者/機関の意向に沿って実施されるべきであり、その実施を支援・促進する受注者は中立的な立場で業務に従事することが求められるため、利益が相反する可能性が排除できない共同活動への参加者が、受注者になることは想定していません。
2	9	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2.本業務に係る実施方針及び留意事項 (1)基本的な実施方針	実施方針として「複合的な地球環境課題を解決できる人材の育成を目指す。」との記載があります。一般的に「地球環境課題」というと、地球温暖化や環境破壊といった狭義の「環境」に係る諸課題を指すことが多いと思いますが、本業務でのSTI分野における研究教育には、より広範な「地球規模課題」(案件概要表での表現)の解決に資するものを含むとの理解で正しいでしょうか。	本プロジェクトにおけるSTI分野の研究教育は、狭義の「環境」課題(例:地球温暖化、環境破壊等)に限定されるものではなく、より広範な「地球規模課題」の解決に資するものを含む、という理解で差し支えありません。
3	12	第3条 実施方針及び留意事項 (9)他事業、他開発協力機関等との連携	「マレーシア日本国際工科院のマレーシア・ジャパンリンケージオフィス(MJL)との連携」に関し貴機構はマレーシア日本国際工科院(MJIIT)において、マレーシア・ジャパンリンケージオフィス(MJL)を設立し、産業界や本邦大学との連携強化、研究・教育活動拡充支援を実施している、と記載がある。本件業務としてはMJIITが重点領域としてすでに実施している内容でマラヤ大学と一緒にの共同研究や産学連携を行うことで内容の充実度を高めることを志向しているか、逆にMJIITが重点的に実施していることとの重複はなるべく避け、(重複する活動はMJIIT側のプロジェクトで取り扱い)、本件業務としてはそれとは異なる重点領域や事業内容を志向しているか(そのうえでMJIITの参画により実施内容の高度化ができる内容があれば連携を行うか)、想定をご教示いただきたい。 ※MJIITとマラヤ大学双方に強みがある分野があり、MJIITのプロジェクトと実施している内容があった際に、積極的に本件業務での実施内容として提案を求めるか、本件業務としては重複しない内容の提案を求めているかご教示いただきたい意図。	MJIITの「マレーシア日本国際工科院マレーシア・ジャパンリンケージオフィス強化プロジェクト」との連携については、マラヤ大学としては現時点で必ずしもMJIITのMJLとの連携を意図しているものではありません。他方で、両大学ともクアラルンプールに位置していますので、連携できるものがあれば連携し相乗効果を世ければ良いと考えるもので、そのような観点で、連携の可能性について提案できるものを検討頂ければと思います(分野が重複する/しないについては良し悪しあると考え、現時点でどちらに絞っているものではありません)。
4	13	2.②成果2に関わる業務 活動2-1	「共同教育プログラムの開発を支援する」の「プログラム」とは、どのようなレベルを想定されていますでしょうか。たとえば、科目の新設、あるいは、既存の科目の変更等を想定した「プログラム」を想定されているのでしょうか。	既存コース・専攻のカリキュラム改訂や内容の充実等のレベルで、マラヤ大学および筑波大学マレーシア分校と協議し、教育プログラムの充実を図っていただくことを想定しています。
5	13	2.②成果2に関わる業務 活動2-1	「共同教育プログラム」正規科目として実施する場合は、UMとUTでの単位認定も想定されているでしょうか。	現時点においては未確定となっております。
6	13	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項	「活動1-1:学際的な課題解決型教育・研究に必要な機材を導入する。」について、受注者は機材調達の手配を行うものであり、具体的な設置・設定作業は、調達の契約内容に含めるまたはカウンターパートが主体的に実施するという理解で相違ないかご教示いただきたい。	第7条3の③(検査支援業務)に基づき、受注者は機材の設置・据付にかかる工程について、立会・監理・確認・技術的助言および検査補助を行います。ただし、設置・据付作業の直接の実施は業者またはカウンターパートの責務とし、受注者は品質・安全・仕様適合の観点から監理・確認を担うこととします。

7	13	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項	「活動1-3: 学術・支援スタッフを対象に、ジェンダーバランスを考慮した調達機材にかかる研修を実施する。」について、受注者は研修実施に伴う関係者調整や研修の運営が主たる業務であり、研修講師とはならないという理解でよいのか。その場合、研修講師としては機材を選定する筑波大学となるのか。または機材メーカーを想定している場合、トレーニングについても調達の契約内容に含めるのかご教示いただきたい。	受注者は研修の調整・運営が主な業務であり、研修講師は想定しておりません。なお、講師は筑波大学関係者を想定しております。
8	13	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 ②成果2に関わる活動	「活動2-3: 全ての分野におけるジェンダー平等の促進活動を実施する。」の「分野」は何を意味していますでしょうか？学術分野(例: 機械工学科、電気工学科、環境工学科)でしょうか？	「分野」は主に学術分野(学科・研究分野)を指しており、工学部内の各学科や研究分野が中心となります。
9	13	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項	「活動2-1: マラヤ大学と筑波大学の間で、供与した機材を活用した共同教育プログラムの開発を支援する。」について、共同教育プログラムに関するカリキュラム設計、教材作成などの活動が想定されるが、左記は両大学の教員が実施し、受注者はその座組・運営を支援するという理解で相違ないかご教示いただきたい。	カリキュラム設計、教材作成などの活動における受注者の活動は、両大学の教員の座組・運営を支援するという理解で問題ありません。
10	13	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項	「活動2-3: 全ての分野におけるジェンダー平等の促進活動を実施する。」に関し、ここでいう「全ての分野」とは、具体的にどのような範囲を指すのか。例えば、プロジェクトの支援対象となるマラヤ大学と筑波大学の間で実施される共同教育プログラムや研究活動全般を対象としているという理解でよいのか、あるいは、共同教育プログラムや研究活動以外のマラヤ大学の大学運営(管理部門や組織運営等)も含まれるのか、定義や想定範囲についてご教示いただきたい。	「分野」は主に学術分野(学科・研究分野)を指しており、工学部内の各学科や研究分野となります。大学運営等については含まれておりません。
11	13	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項	「活動3-1: 筑波大学との連携のもと、供与機材を活用したマレーシア及び日本の産業界との共同活動を支援する。」に関し、マラヤ大学側から希望する業種・業界や企業規模の想定はあるかご教示いただきたい。	現時点では、マラヤ大学側から希望する業種・業界や企業規模の限定はなく、プロジェクト開始後に協議の上決めていただくこととなります。
12	13	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項	「活動3-2: 筑波大学との連携により、産業界からの研究・教育資金の獲得を促進する。」に関し、企業との連携や各種政策資金の確保が主なマラヤ大学の要望か、それ以外にも本件での要望はあるのかご教示いただきたい。	企業との連携や政策資金の確保だけでなく、共同研究や知識交流など、産学連携を通じた多様な活動も本業務の重要な要望・目的として含まれています。
13	15	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 (3) その他 ⑦ジェンダー主流化に資する活動	「本業務では当該項目は適用しない。」と記載されていますが、他方で活動1-3、活動2-3にジェンダーバランス、ジェンダー平等に係る記載があるほか、「案件概要表」にも「(3) ジェンダー分類: GI(S) ジェンダー活動統合案件」と記されています。本業務にはジェンダー主流化に資する活動が含まれるとの理解で正しいでしょうか。	ご理解の通り、本業務ではジェンダー主流化に資する活動を取り入れています。よって第4条2(3)⑦の記載は本業務では当該項目は「適用する」と修正します。
14	18	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 第7条 機材調達	筑波大学マレーシア分校とマラヤ大学が協議の上作成される機材リストをもと機材選定すると記載があるか、機材リストに関して受託者が提言する余地はあるか	受注者が、学術面で機材リストについて提言することは求められていませんが、調達実施の観点で、お気づきの点を共有いただくことは有益と考えます。
15	18	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 第7条 機材調達	事業終了後に発覚した供与機材の瑕疵責任は受託者にないものと考えていいのか	供与機材は供与後、相手国の管理責任に移るため、事業終了後に発覚した瑕疵については、原則として受託者に責任はありません。
16	18	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第7条 機材調達	本業務において供与機材を本邦もしくは第三国から輸入する際の関税措置について、政府間の取り決めがございましたらご教示ください。もし他の免税措置(現地調達の際のVAT等)に係る取り決めもございましたら、併せてご教示ください。	本業務において供与機材を本邦または第三国から輸入する際の関税・関連手数料については、当該国政府との取り決めにより免税が適用されます。その他の免税措置に係る取り決めはありません。
17	19	第7条 機材調達 3. 調達支援業務	学際的な課題解決型教育・研究に必要な機材に関し、総額約8,000万円規模の機材のうち、①定額計上の上限の1,500万円の機材は受注者が調達を行い、②受注者が調達する以外の機材6,500万円の機材は発注者が調達を行うことであるが、①と②のすみ分けは具体的にどのように行う想定かご教示いただきたい。	すみ分けは、現地調査や関係者との協議を通じて、機材の優先度やタイミング等を踏まえて決定する予定となっております。